

## 山形県国民保護計画（変更原案）の概要

## 1 現地調整所の設置等の追加

国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、「現地調整所」の設置について関係規定を追加します。

「現地調整所」とは、避難や救援等が必要な現場において、消防機関や警察、自衛隊、医療機関等の関係機関が、相互の情報共有と効率的な活動のための調整を行う場です。

（第3編第1章 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置）

（第3編第2章 2 現地調整所の設置） ※新旧対照表 16、18 頁

## 2 24時間即応体制の確立、職員参集基準の見直しに伴う変更

県庁における職員による宿日直体制の実施等、事態発生時における初動対応のための体制整備に伴い、変更します。

県庁では、現在、職員による宿日直体制により、勤務時間外の夜間・休日も緊急事態の発生に備えております。

（第2編第1章第1 2 県職員の参集基準等） ※新旧対照表 9、10 頁

## 3 安否情報省令の改正、安否情報システムの開発に伴う変更

国民保護に関する「安否情報省令」の改正及び消防庁が管理する安否情報システムの運用開始に伴い、変更・追加します。

（第2編第1章第4 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備）

（第3編 第6章 安否情報の収集・提供） ※新旧対照表 12、13、27、28 頁

## 4 その他の変更

- ・ 国等の組織の改編
- ・ 県の組織の改編
- ・ 「障がい」の表記の使用
- ・ 表記文言の修正、統計数字の時点修正・追加等